ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望に対する回答（令和７年10月１日から令和８年３月31日まで）

・件数　17件
　※件数は、送信フォームに送付された件数であり、１つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、１件とカウントしております。
　※上記の件数から、民間教育訓練実施機関からのハロートレーニングの運営や事務手続等以外のご意見・ご要望は除いております。
・お寄せいただいたご意見・ご要望のうち、同内容のものは集約して取りまとめております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
1	求職者支援訓練	６ヶ月の訓練コースを実施した場合、３ヶ月ごとに認定職業訓練実施基本奨励金を申請している。前半3ヶ月の出席率が100％であった場合、後半３ヶ月の出席率が各月80％未満でも、合計80％を超える出席率で修了要件を満たすことができるにもかかわらず、後半３ヶ月の基本奨励金は各月80％を切っているので、支給を受けることができない。 ６ヶ月まとめて申請した場合は全期間分の基本奨励金を受給できるのに、３ヶ月ごとに申請した場合は３ヶ月分しか受給できないことになるため、訓練期間全体を通じて出席率要件を満たしている場合は、最終支給時に差額を補填できる仕組みを導入する等改善してほしい。 例えば、以下のとおり運用を変えられないか。 ３ヶ月終了後前半3ヶ月の基本奨励金を提出し、６ヶ月の訓練終了後に６ヶ月分の基本奨励金を提出する。６ヶ月分の基本奨励金金額から前半３ヶ月分として支給された基本奨励金金額を差し引いた分を後半の基本奨励金金額として支給する。	認定職業訓練実施奨励金は、支給単位期間ごと等の訓練実施状況を確認した上で支給しております。事務処理への影響等も踏まえながら、どのような取扱いが適切か検討してまいります。
2	求職者支援訓練	求職者支援訓練における疾病又は負傷による欠席の証明について、医療機関の受診証明や診断書の提出を要件とするなど、基準を明確化できないか。	感染症に感染した場合による欠席については、欠席理由を客観的に確認できる書類により判断することとしており、「医療機関又は調剤薬局の領収書」「処方箋袋」「薬剤情報提供書」「診療明細書」のいずれか１つ以上及び「申告書」により確認を行うこととしております。
3	求職者支援訓練	物価上昇や講師確保の観点等から、奨励金等の単価を引き上げるべきではないか。	令和７年12月23日に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえ、令和８年度予算において、これまでも実施しているデジタルリテラシーのカリキュラム内容に加えて、情報セキュリティに関する事項を必須事項とし、当該カリキュラムに対応するため、令和８年10月開講コースより、委託費等の単価を１人当たり月3,000円引き上げることを盛り込んでいるところです。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
4	公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練	①就職活動による欠席が出席率低下として扱われる現行制度は、早期就職促進という制度目的と矛盾していないか。 ②インフルエンザ等の欠席について、感染拡大防止の観点からは無理な出席を避けるべきであり、医療機関の証明がある場合は公欠又は出席相当として扱うことはできないか。	①ハローワークの指示による就職活動に伴う欠席については、確認書類により事実確認ができる場合、出席率算定の対象から除外しております。 ②インフルエンザ等による欠席については、ご指摘のとおり感染拡大防止の観点により、認定職業訓練実施奨励金の支給に際して出席率算定の対象から除外することができます。
5	公共職業訓練（委託訓練）	受講生の欠席理由は訓練実施機関の責任によらない場合が多い一方で、出席率が８割未満となった場合に委託料が支払われない取扱いは、委託校に過大な経済的負担を強いるものである。加えて、欠席時であっても訓練実施機関は状況確認等必要な対応を実施しているため、出席率80％未満で委託費を全額不支給とする委託費の支給基準の見直しをするべきではないか。または、出席率に関わらず、退校日までの管理業務等を考慮した按分による委託費の支給を導入できないか。	受講者の多くが技能習得の機会として、訓練を確実に受講していることを量的に担保するため、出席率８割以上について委託費等を支払う仕組みとしていることについて、ご理解いただきたく存じます。
6	求職者支援訓練	求職者支援訓練の実施期間中における実施状況確認は予告なく急遽実施されることがあり、訓練の一時中断等支障が生じるため見直してほしい。	事前に通知を行うことのない実施状況調査については、不正受給や不適切な事務の未然防止及び早期発見を目的に行っているものであり、求職者支援訓練の適正な運用を確保するために必要な調査であると考えておりますが、ご指摘については、今後の参考とさせていただきます。
7	求職者支援訓練	eラーニングコースについて、その都道府県以外の訓練実施機関や受講者が中心となっているため、見直してほしい（各都道府県の事務所に常駐を必須とする要件の新設、ｅラーニングは全国どこからでも受講できるため各地域の認定枠とは別枠で計上する等）。本来受ける資格のあるその都道府県内の受講生が、他都道府県の会社が行うために受けることができなくなる。	求職者支援訓練については、eラーニングコースを含めて、全ての訓練形態において居住地による訓練の受講制限は設けられておりません。受講者の多様な訓練機会の確保の観点からも、ご理解いただきますようお願いします。なお、eラーニングコースは、育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方、居住地域に訓練機関がない又は受講を希望する職業訓練が実施されていない事により訓練の受講が困難な方など、訓練受講に配慮が必要な方を対象に設けられたものです。
8	公共職業訓練（委託訓練）	出産を控えている受講生については一定期間就労が困難になると思われるため、退校措置を可能とすることや就職支援経費の算定に含めないようにする等してもらいたい。	出産後の就労の可否や就労開始時期については個々の事情によって異なることから、出産を控えていることのみをもって、当該受講生を就職支援経費の算定対象から除外することや、退校の対象とすることは適当ではないと考えております。いずれにせよ、ハローワークにおいて、適切な受講あっせんに努めてまいります。
9	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費の算定に当たって「週20時間以上の雇用」は見直しが必要ではないか。扶養の範囲内で就職を目指す受講生等がおり、対応が困難な場合もある。ハローワーク窓口における受講希望者への安定就職に関する事前説明を強化してほしい。	一定水準以上の雇用期間を要件としていることは、安定就職につながる訓練の実施を目的としておりますので、ご理解いただきますようお願いします。 後段のご指摘については、ハローワーク窓口における訓練あっせん前の丁寧な制度説明に努めてまいります。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
10	公共職業訓練（委託訓練）	若年層を中心に応募の減少が顕著であるため、さらにWEBやSNS等周知・広報に力を入れてほしい。	引き続き、ハローワークにおける制度の一層の周知に努めます。
11	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費に関して、雇用証明書、労働条件通知書、雇用契約書等の提出要件を撤廃してほしい。企業によっては初出社まで発行されない場合があり、また電話確認との重複による過剰な事務負担となっている。	雇用契約書等の写しについては、就職状況報告書の就職先事業所確認欄に就職先事業所から記載がもらえない場合もしくは、訓練受講者が訓練委託先機関又はその関連事業主に雇用された場合に、雇用の実態を確認するために提出を求めているものであり、公共職業訓練の適正な運用を確保するために必要な事務であることについて、ご理解いただきますようお願いします。
12	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費の算定に当たって「４か月以上の雇用期間」について継続更新が見込まれる契約の扱い（派遣社員として就業し、契約が３か月ごとに区切られるものの、実際には同じ派遣先・同じ業務内容で途切れなく更新されている場合等）や年度末による形式的な契約分断への対応（就職先が自治体で雇用期間が年度末までとなっているため4か月以上の雇用にならない場合等）について見直しをしてほしい。	委託訓練については、求職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練を通じて、安定した再就職の実現を目的として実施しているものであることから、一定水準以上の雇用期間を要件としています。ご指摘の３ヶ月未満の継続更新が見込まれる契約等の取扱いについては、ご意見として承り、今後の制度運用等の検討に当たって参考とさせていただきます。
13	公共職業訓練（委託訓練）	発達特性や障害により特別な支援が必要な受講者への対応について、事前の情報共有、支援員配置等の支援制度の整備及び訓練実施機関・行政の役割分担の明確化をお願いしたい。	都道府県において、精神的な支援を必要とする訓練受講生に対するカウンセリング等の実施及び委託訓練実施機関への助言・指導を行うため、メンタルヘルス対策支援員を設置できることとされていることから、まずは、都道府県にご相談ください。
14	求職者支援訓練	訓練の募集における表示内容について、訓練目的に沿った適切な表現や受講希望者に誤解を与えない表記を徹底するよう指導してもらいたい。	求職者支援訓練の募集広告等については、認定申請時に広告案の提出を求め、労働局及び機構において事前確認を実施しております。また、訓練目的に沿わない表現や受講希望者に誤解を与えるおそれのある表示が認められた場合は、適宜指導を行っており、引き続き募集広告等の適正な表示の確保に努めてまいります。
15	求職者支援訓練	社会人経験が少ない受講生への支援ニーズが高まっていることを踏まえ、応募書類作成やビジネスマナー指導等に十分な時間を確保するため、求職者支援訓練における就職支援時間（集団形式）の上限について、実情に応じて柔軟に設定できるよう見直してもらいたい。	専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を付与する基礎コースにおいては、「就職活動計画」を18時間以上、「職業生活設計」を12時間以上設定いただいております。 実践コースにおいては、基礎的能力から実践的能力までを一体的に習得する訓練であることから、集団形式で行う就職支援（職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導等）について、18 時間を上限として訓練時間に含めることができる取扱いとしております。 なお、カリキュラムの策定に関するご相談は、訓練内容を踏まえ、機構で実施しておりますので、いただいたご意見につきましては、機構に伝達させていただきます。